（第1面）

## 産業廃棄物処理計画書

提出者
住 所 愛知県犬山市大字木津字前畑 3 4 4 番地
氏 名 東洋紡績株式会社犬山工場
工場長 白枝 照基
（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）
電話番号 0568－62－0610
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき，産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので，提出します。

|  | 業 場 の 名 称 | とうようぼうせきかがしきがいしゃいぬやまこうじょう東洋紡績株式会社犬山工場 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 業場 の所在 地 | 愛知県犬山市大字木津字前畑344番地 |
| 計 | 画 期 間 | 平成 2 4 年 4 月 1 日 平成 2 5年 3月 3 1 日 |
| 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 |  |  |
| （1）事業の種 類 |  | 18 ：プラスチック製品製造業 |
|  | （2）事 業の規 模 | 製造品出荷額：万円 |
|  | （3）従 業 員 数 | 376 人 |
|  | （4）産業廃棄物の一連 の処理の工程 | ボイラー：燃え殼 $\rightarrow$ 中間処理業者に委託してセメント原料として再資源化浄水設備：污泥 $\rightarrow$ 中間処理業者に委託してセメント原料として再資源化生産設備：廃油 $\rightarrow$ 中間処理業者に委託して焼却後，熱回収して再利用 <br> ：廃プラスチック $\rightarrow$ 中間処理業者に委託して破砕•圧縮後，代替燃料として再利用 <br> ：ガラス $\rightarrow$ 中間処理業者に委託して破砕•選別後，埋立処分 <br> ：廃アルカリ $\rightarrow$ 中間処理業者に委託して焼却後，熱回収して再利用 <br> パレット：木屑 $\rightarrow$ 中間処理業者に委託して破砕後，再利用 |

（日本工業規格 A 列 4 番）

## 別紙）

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## 【前年度（平成23年度）実績】

| 現状 | 産業廃棄物の種類 | 燃え殻 | 汚泥 | 廃油 | 木屑 | 廃プラスチック | ガラス | 廃アルカリ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 排出量（t） | 5，799 | 691 | 771 | 207 | 57 | 51 | 953 |

【平成24年度目標】

| 計画 | 産業廃棄物の種類 | 燃え殻 | 汚泥 | 廃油 | 木屑 | 廃プラスチック | ガラス | 廃アルカリ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 排出量（t） | 5，800 | 700 | 780 | 200 | 60 | 50 | 950 |

産業廃棄物の処理の委託に関する事項
【前年度（平成23年度）実績】

| 現状 | 産業廃棄物の種類 | 燃え殻 | 汚泥 | 廃油 | 木屑 | $\begin{aligned} & \mid \text { 廃プラス } \\ & \text { チック } \end{aligned}$ | ガラス | 廃アルカリ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 全処理委託量（ t ） | 5，799 | 691 | 771 | 207 | 57 | 51 | 953 |
|  | 優良認定処理業者への処理委託量（ t ） |  |  |  |  |  |  | 379 |
|  | 再生利用業者への処理委託量（ t ） | 5，799 | 691 |  | 207 | 57 |  |  |
|  | 認定熱回収業者への処理委託量（ t ） |  |  |  |  |  |  | 379 |
|  | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量（ t ） |  |  | 771 |  |  |  | 574 |

【平成24年度目標】

| 計画 | 産業廃棄物の種類 | 燃え殻 | 汚泥 | 廃油 | 木屑 | $\begin{aligned} & \text { 廃プラス } \\ & \text { チック } \end{aligned}$ | ガラス | 廃アルカリ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 全処理委託量（t） | 5，800 | 700 | 780 | 200 | 60 | 50 | 950 |
|  | 優良認定処理業者への処理委託量（ t ） |  |  |  |  |  |  | 400 |
|  | 再生利用業者への処理委託量（ t ） | 5，800 | 700 |  | 200 | 60 |  |  |
|  | 認定熱回収業者への処理委託量（ t ） |  |  |  |  |  |  | 400 |
|  | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量（ t ） |  |  | 780 |  |  |  | 550 |

（第2面）

（第3面）

| 自ら行ら産業廃棄物の再生利用に関する事項 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1）現状 | 【前年度（平成 23 年度）実績】 |  |  |
|  | 産業廃棄物の種類 | － |  |
|  | 自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 | t | t $\quad$ t |
|  | （これまでに実施した取組） |  |  |
| （2）計画 | 【目標】 |  |  |
|  | 産業廃棄物の種類 | － |  |
|  | 自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 | t | t $\quad$ t |
|  | （今後実施する予定の取組） |  |  |
| 自ら行ら産業廃雍物の中間処理に関する事項 |  |  |  |
| ①現状 | 【前年度（平成 23 年度）実績】 |  |  |
|  | 産業廃重物の種類 | － |  |
|  | 自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 | t | t t |
|  | 自ら中間処理により檪量した産業廃棄物の量 | t | t $\quad$ t |
|  | （これまでに実施した取組） |  |  |
| （2）計画 | 【目標】 |  |  |
|  | 産業廃妻物の種類 | － |  |
|  | 自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 | t | t t |
|  | 自方中間処理により湌量する産業廃棄物の量 | t | t $\quad$ t |
|  | （今後実施する予定 | 取組） |  |

（第4面）

| 自ら行ら産業廃妻物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1）現状 | 【前年度（平成 23 年度）実績】 |  |  |
|  | 産業廃重物の種類 | － |  |
|  | 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 | t | t t |
|  | （これまでに実施した取組） |  |  |
| （2）計画 | 【目標】 |  |  |
|  | 産業廃棄物の種類 | － |  |
|  | 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 | t | t t |
|  | （今後実施する予定の取組） |  |  |
| 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 |  |  |  |
| ①現状 | 【前年度（平成 23 年度）実績】別紙のとおり |  |  |
|  | 産業廃棄物の種類 |  |  |
|  | 全処理委託量 | t | t $\quad$ t |
|  | 優良認定処理業者への処理委託量 | t | t t |
|  | 再生利用業者への処理委託量 | t | t t |
|  | 認定熱回収業者への処理委託量 | t | t t |
|  | 認定熱回収業者以外の熱回収を行ら業者への処理委託量 | t | t $\quad$ t |
|  | （これまでに実施した取組） <br> －可能な限り再生利用業者への処理委託を行い，最終処分量の低減を はかる。 <br> －委託先処理業者へ定期的に実地確認を行う。 |  |  |

（第5面）

| （2）計画 | 【目標】別紙のとおり |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 産業廃棄物の種類 |  |  |
|  | 全処理委託量 | t | t |
|  | 優良認定処理業者への処理委託量 | t | t |
|  | 再生利用業者への処理委託量 | t | t |
|  | 認定熱回収業者への処理委託量 | t | t |
|  | 認定熱回収業者以外の熱回収を行ら業者への処理委託量 | t | t |
|  | （今後実施する予定 <br> －現状の取組を継続 |  |  |
| ※事務処理欄 |  |  |  |

## 備考

1 前年度の産業廃妻物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は，以下に従って記入すること。
（1）（1）闌には，日本標準産業分類の区分を記入すること。
（2）（2）欄には，製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績），建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績），医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
（3）（4）欄には，当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまで の一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は，委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には，産業廃棄物の種類ごとに，自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と，自ら中間処理を行うことによって減量した量について，前年度の実績，目標及び取組を記入すること。
5 「産業廃重物の処理の委託に関する事項」の欄には，産業廃棄物の種類ごとに，全処理委託量 を記入するほか，その内数として，優良認定処理業者（廃车物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量，処理業者への再生利用委託量，認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）であ る処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者 への焼却処理委託量について，前年度実績，目標及び取組を記入すること。
6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは，当該欄に「別紙のと おり」と記入し，当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また，産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは，前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し，当該闌に記入 すべき内容を記入した別紙を添付すること。また，それぞれの欄に記入すべき事項がないときは，「一」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。


3．資源化
資源化が見込まれる不要物は，䌊務部調違グルーブに依頼し資源利用先を探し，資源化に努める。
4．分別廃章
所定の場内廃窠物置場へ適正に分別し廃䆶させる。
（新規に発生する有洒物）
第 5 条
各課長および協力事業所の責任者は，新たに有䫡く売却する物呂が発生した場合
廃裹物統括管理責任者（工場長）の承認を得ること。
このとき，部長は有価物が栕糋珢童物にあたるかどう確認し，不明な場合は環境安全室に相談すること。
（厘業廃葉物の管理と廃䯪）
第 6 条
各課長および協力書業所の責任者は，自部川で発生する産業廃葉物量を下記 の手順にて管理，廃葉する。

1．場内廃案物置場への廃案


2．工場外に持ち出すため，業者に処理を倲託する場合
調違クリーフに依頼し，適正な産業廃寨物処理業者に処理をさせる。
3．工場内での栍業廃菓物の仮置き
原則として仮置をは筑ましくないが，有害物を合まない廃葉物で飛散•浸透 の恐れのないものは，産業廃穼物処理理当者の承認を得て，一定期間の仮置 きを認めることがある。
（協力茟業所より発生する産業廃褎物）第7条
廃材等）は，自社の責任にて適正に処理すること。
 てあるか不明の場合には，第2条の手順にて確認すること。

## 第2章 産業廃巽物総括資任者等の責務

（責任と権限）
第 8 条

「兼業廃穔物総括責任者等」という。）は，本規定に定める事項を従業員に実施 させるものとする。
1．産業廃筑物総括资任者の職務
産業廃畗物総括責任者は，産業廃䈎物に関する業務を総括管理する。
2．産業廃裹物管理責任者の職務

- 産業廃葉物の削隇，要使用，リサイクルを推進する。
- 産業䆸襄物の削減計画を策定する。
- 毎月の産葉廃案物発生量を確認し問題のある部镸に関しては指導をする。
- 産業噔率物処理担当者と共に，産業廃棄物処理に関する教育•啓蒙を行う。

3．産業廃真物処理担当者の職務
摩業廃葉物処理担当者は，発生した産業廃稁物を，適正に処理するために，次の業務を行なう。
（1）適正処理の実施
産業廃袬物を法および। Y基準に従って適正に処理する。
（2）処理量の集計
I Y 工場の産業廃葉物の処理量を莱計する。
（3）塺廃判定の判断
各課およぴ協力事業所から排出される不要物に対し，それが㢆幕廃襄物に該当するかどうか，憂た，排出耆が，工場か協力事業所かを判定する。不明な場合には，第2条の手順にて確認する。
（4）住業廃意物の検査
 －溶出試験等必要な柍査を関係課長に指示する。
（5）産業廃妻物の発生から処分に至るまでの適正処理に関すること。
 フェスト）により把握し，站䔟廃裏物総括責任者の責任において適正処理さ れていることを確認する。
（6）委託処理業者の指道
産業廃䕁物の処理を委託している事葉者について，委託業務が法を適守し，
契約内容に従って適正に行われるよう指導する。
（7）記録の作成•保存
崖業廃葉物の発生から処分までを管理するための記録を作成し，期間を定め て保存するとともに，適正処理の確保に活用する。

4．各課長および協力事業所の責任者の職務
（1）各課長は嵼業廃稁物の処理に関して次の内容について教育を行なう。


- 1 Y工場で発生する産業廃共物の種類，性状及び処理方法。
- 塺業廃葉物の発生量と管理および減量対策。
- 蓙業廃葉物の資源化，再利用対策。
- 哏業廃董物め委託処理方法。
- その他産業廃章物の適正処理に関する事項。
（2）部下に対する教育
各課長は産業廃亲物の処理に関する法令及び適正処珧の確保に必要な事項に ついての教育を行なう。
（3）協力事業所に対する教育
協力事業所の所管課又は使用課の課長は産業廃葉物に関する法令及び適性処理の確保に必要な事項についての教育を行なう。
（産業廃案物部会）
第 9 条
産業廃亲物部会は，産業廃葉物の減量，処理に関する工場内の課題を兴議し産業
事削減に関する指道啓蒙活動を行う。

第3章 産業廃荤物の適正処理の確保
（基蕉類の策定及ひく周知）
第10条
産業廃棄物総括責任者は，産業廃寨物管理责任者に指示して，産業廃㐮物の発生 を抑制するとともに，その適正処理を確保するため基準類を策定し，これを関係者に周知させる。
（産業廃案物の委託処理）
第11条
1 Y 工場から発生する產業察葉物を委託処理する場合は，法の定めに従い委託䙲約を締結する。
1，処理委託契約
産業廃穼物処理業者について次の項目を確認する。
（1）処理業者の事業の範囲
（2）処理の方法，場所
（3）処理能力

2．委託処理する㦃業廃葉物の管理
（1）泩業廃葉物の処理を委託する場合は，委纤処理業者が県の瞽可を受けている ことを確認する。
（2）処理を委託した産業廃恙物について，産業廃育物管理票（マニフェスト）に より，収筧，運搬，処分から適正に行われたことを磪認する。
（3）委託業者の処分施設，処分方法篞について定期的に現地確認を行い，㗉約 に従って產業廃巽物が適正に処理されていることを確認し，その記緑を音達 グルーブで5年間保存する。
3．委託の記録
処理を委託した産業廃害物について，年月日，種類，量，処分方法を記録し鯛達グルーブく5年間保存する。

## 第4章 f界

（別除）

産業廃莱物管理組織
 1 Y 工場長

䍌業廃槀物部会総務部長

啇覀廃桑物処理羔任者䛿䢒クルーフ課哀

